

平成 12 年 9 月 13 日制定	平成 21 年 8 月 1 日変更
平成 14 年 5 月 31 日変更	平成 22 年 6 月 1 日変更
平成 16 年 6 月 15 日変更	平成 22 年 12 月 17 日変更
平成 18 年 3 月 1 日変更	平成 24 年 5 月 1 日変更
平成 18 年 3 月 20 日変更	平成 25 年 4 月 1 日変更
平成 18 年 10 月 1 日変更	平成 26 年 4 月 1 日変更
平成 19 年 4 月 1 日変更	平成 27 年 4 月 1 日変更
平成 20 年 5 月 30 日変更	平成 27 年 6 月 5 日変更
平成 21 年 1 月 30 日変更	平成 30 年 9 月 25 日変更
平成 21 年 4 月 1 日変更	

一般財団法人茨城県建築センター 評価業務規程

目次

第1章 総則

第1条(趣旨)

第2条(基本方針)

第3条(評価の業務を行う時間及び休日)【規則 § 16③ I】

第4条(事務所の所在地)【規則 § 16③ II】

第5条(評価の業務を行う区域)【規則 § 16③ II】

第6条(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)【規則 § 16③ III】

第2章 設計住宅性能評価の実施方法【規則 § 16③ IV】

第7条(設計住宅性能評価の申請)

第8条(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第9条(設計住宅性能評価)

第10条(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

第11条(設計評価提出図書の変更)

第12条(設計住宅性能評価書の交付)

第3章 建設住宅性能評価の実施方法【規則 § 16③ IV】

第13条(建設住宅性能評価の申請)

第14条(建設住宅性能評価の受理及び契約)

第15条(建設住宅性能評価)

第16条(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第17条(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第18条(建設工事の変更)

第19条(建設住宅性能評価書の交付)

第4章 評価員等

第20条(評価員の選任)【規則 § 16③ VI】

第21条(評価員の解任)【規則 § 16③ VI】

第22条(評価員の配置)【規則 § 16③ VIII】

第23条(評価員の教育)【規則 § 16③ VIII】

第24条(評価の業務の実施及び管理の体制)【規則 § 16③ X】

第25条(評価員等の身分証の携帯)【規則 § 16③ IX】

第26条(秘密保持義務)【規則 § 16③ VII】

第5章 評価料金等

第27条(評価料金の収納) 【規則 § 16③V】

第28条(評価料金を減額又は増額するための要件)

第29条(評価料金の返還)

第30条(負担金の納付)

第6章 雑則

第31条(登録の区分等の揭示)

第32条(評価業務規程等の公開) 【規則 § 16④】

第33条(財務諸表の備え付け) 【規則 § 16XⅡ】

第34条(財務諸表等に係る閲覧等の請求) 【規則 § 16③XⅡ】

第35条(帳簿及び書類の保存) 【規則 § 16③XⅠ】

第36条(帳簿及び書類の保存及び管理の方法) 【規則 § 16③XⅠ】

第37条(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第38条(評価の業務に関する公正の確保) 【規則 § 16③XⅢ】

第39条(損害賠償保険への加入) 【規則 § 16③XⅣ】

第40条(事前相談)

附則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この評価業務規程(以下「規程」という。)は、一般財団法人茨城県建築センター(以下「センター」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務(以下「評価の業務」という。)の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日

(3) 12月29日から翌年の1月3日

3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 本部事務所の所在地は、茨城県水戸市笠原町978-30とする。

2 県南事務所の所在地は、茨城県つくば市松代1丁目18-1とする。

3 県西事務所の所在地は、茨城県古河市仁連1921-4とする。

(評価の業務を行う区域)

第5条 本部事務所、県南事務所及び県西事務所の評価の業務を行う区域は、それぞれ茨城県の全域とする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第6条 センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第一号、第二号に定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）

3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第8条 センターは、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理出来ない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4 第1項により申請を受理した場合には、センターは、申請者に設計住宅性能評価引受承諾書を評価業務規程細則（以下「細則」という。）別記評第3号様式により交付する。この場合、申請者とセンターは別に定める一般財団法人茨城県建築センター評価業務約款（以下「評価業務約款」という。）に基づき契約を締結するものとする。

5 前項の評価業務約款には、少なくとも次の事項について明記するものとする。

- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、センターの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 評価料金の額に関すること。
- (b) 評価料金の支払期日に関すること。
- (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することの出来ない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないこと、その他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号。)その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(設計住宅性能評価)

第9条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びにセンターが指定した設計住宅性能評価に関するマニュアルに従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

2 評価業務に従事する職員のうち評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。

5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した設計住宅性能評価取下げ届出書を細則別記評第4号様式によりセンターに提出する。

2 前項の場合においては、センターは、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

(設計評価提出図書の変更)

第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について軽微変更報告書を細則別記評第5号様式によりセンターに通知するものとする。

る。

- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならないものとする。

(設計住宅性能評価書の交付)

第 12 条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を細則別記評第 6 号様式により交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他センターに帰することの出来ない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表 1 に定める方法に従う。
 - 3 センターは、第 1 項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
 - 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 3 章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第 13 条 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。）に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 5 条第 1 項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを 2 部提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）
 - 3 申請者は、前 2 項に掲げる図書が整っていない場合であっても、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
 - 4 第 1 項又は第 2 項の規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の受理及び契約)

第 14 条 センターは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第 6 条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 形式上の不備がないこと。
- (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

- 2 センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価引受承諾書を細則別記評第 10 号様式により交付する。この場合、申請者とセンターは、別に定める評価業務約款に基づき契約を締結するものとする。
- 5 前項の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅以外の住宅である場合にあつては、同法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写しをセンターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないこと、その他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があること、その他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第 15 条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びにセンターが指定した建設住宅性能評価に関するマニュアル

ルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者又は工事監理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第 16 条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を細則別記評第 11 号様式により通知しなければならないものとする。

- 2 センターは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から 7 日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を、センターに提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録、その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第十号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第 17 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げるときにおいては、その旨を記載した建設住宅性能評価取下届出書を細則別記評第 13 号様式によりセンターに提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

第 18 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更内容について変更申告書を細則別記評第 17 号様式によりセンターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならないものとする。

(建設住宅性能評価書の交付)

第 19 条 センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を細則別記評第 14 号様式により交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
 - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。
 - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったこと、その他センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第 12 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
 - 3 センターは、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
 - 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

第20条 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

(評価員の解任)

第21条 理事長は評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第22条 評価の業務を実施するため、評価員を本部事務所、県南事務所及び県西事務所にそれぞれ2人以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
- 3 センターは、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあつては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第23条 センターは、評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年2回、センターの行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 センターは、法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価の業務の実施及び管理の体制)

第24条 評価の業務に従事する職員を、第22条第1項の規定により配置された評価員を含め、本部事務所、県南事務所及び県西事務所にそれぞれ2人以上配置する。

- 2 センターは、理事長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第25条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別記評第1号様式による。

(秘密保持義務)

第26条 センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金の収納)

第 27 条 申請者は、別表 2 に定める評価料金を、銀行振込又は現金により納入する。ただし、やむを得ない理由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金を減額又は増額するための要件)

第 28 条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（センターが当該認定書の写しを有しており、評価業務の公平かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（センターが当該認証書の写しを有しており、評価業務の公平かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要）が添えられている場合に限る。
- (3) 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請を行うとき。
- (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第 7 条の 2 第 1 項の検査及び同法第 7 条の 4 第 1 項の検査の申請を行うとき。
- (5) 共同住宅等で同一仕様で同一評価の住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (6) あらかじめ理事長が定める日又は期間内に住宅性能評価の申請を行ったとき。
- (7) あらかじめ理事長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。

2 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価（設計住宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該住宅性能評価。）を行ったものがセンターでないとき。
- (2) 建設住宅性能評価において、申請者の希望により、室内空気中の化学物質の濃度等を含めて評価するとき。

(評価料金の返還)

第 29 条 収納した評価料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第 30 条 センターは、法第 8 7 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雑則

(登録区分等の掲示)

第 31 条 センターは、法第 1 7 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 1 7 条第 1 項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第 32 条 センターは、本規程、細則及び評価業務約款（以下「評価業務規程等」という。）を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した当センターのホームページ（<http://www.ibakenju.or.jp/>）において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 33 条 センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 34 条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をする場合においては、財務諸表等謄本抄本交付（閲覧）申請を細則別記評第 19 号様式により請求することができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1 枚につき 10 円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a) 及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 35 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る設計住宅性能評価引受承諾書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る建設住宅性能評価引受承諾書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 36 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 37 条 センターは、電子情報処理組織による申請の受け付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

第 38 条 センターの役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 センターの役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 センターの役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合
4 評価員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第 39 条 センターは、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間1000万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第 40 条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合においては、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この規程は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. この規程の施行前にされた設計住宅性能評価の申請に係るこの規程の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月25日から施行する。

別表1

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3桁目	センターの登録番号 *平成18年2月28日以前に指定を受けていた機関については指定番号と同じ番号となります。
4～5桁目	01：(本部事務所) 02：(県南事務所) 03：(県西事務所)
6～9桁目	評価書交付日の西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価(新築住宅)
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ00001、から順に付するものとする。)

別表2

第27条に規定する、評価料金を次のとおり表すものとする。ただし、消費税は含むものとする。

1-1 (設計住宅性能評価の評価料金)

第27条に規定する評価料金のうち、設計住宅性能評価の評価料金の額は、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、申請一件につき同表各号の右欄に定める額とする。

(1)	住宅の品質確保促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第3条第2項の性能表示事項のうち必須4分野のみについて評価する場合	別表第1（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて必須4分野以外の分野について評価する場合	別表第1（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額に同表（は）欄に掲げる額を加算した額

1-2 前項の別表第1（い）欄の床面積の合計は、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄について算定する。

(1)	設計住宅性能評価を申請する場合（次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。）	当該評価対象建築物の延べ面積
(2)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	当該計画変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分がある場合は、当該増加する部分の床面積との合計)
(3)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分がある場合は、当該増加する部分の床面積との合計)
(4)	センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して、改めて設計住宅性能評価を申請する場合	変更後の当該評価対象建築物の延べ面積

2-1 (新築住宅に係る建設住宅性能評価の評価料金)

第27条に規定する評価料金のうち、建設住宅性能評価（新築住宅に係るものに限る。以下の7-2まで同じ。）の評価料金の額は、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、申請一件につき同表各号の右欄に定める額とする。

なお、原則として建設住宅性能評価に係る住戸毎に定まる性能に関する検査は、本申請一件につき、評価対象住戸の10分の1（小数点以下は、切り上げる。）の住戸を検査対象として抽出し、目視又は計測等により行う。

(1)	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須4分野のみについて評価する場合	別表第2（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて必須4分野以外の分野について評価する場合	別表第2（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額に同表（は）欄に掲げる額を加算した額

2-2 前項の別表第2（い）欄の床面積の合計は、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄について算定する。

(1)	建設住宅性能評価を申請する場合（次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。）	当該評価対象建築物の延べ面積
(2)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	当該計画変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分がある場合は、当該増加する部分の床面積との合計)
(3)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価をセンターか	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分がある場合は、当該増加する部分の床面積と

	ら受けている場合	の合計)
(4)	センターが建設住宅性能評価審査中であった住宅の建設工事を大規模に変更して、改めて建設住宅性能評価を申請する場合	変更後の当該評価対象建築物の延べ面積

2-3 共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価において、2-1の規定にかかわらず、申請者の希望により、評価対象住戸数の10分の1（小数点以下は、切り上げる。）を超えて、住戸毎に定まる性能に関する目視又は計測等を行う場合は、申請者の希望する総住戸数から評価対象住戸数の10分の1（小数点以下は、切り上げる。）を減じたものに、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄の額を乗じたものを、2-1に定める評価料金の額に加算するものとする。

(1)	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須4分野のみについて評価する場合	21,600円
(2)	(1)に加えて必須4分野以外の分野について評価する場合	26,740円

3-1（他者が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の評価料金）

建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価（設計住宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該住宅性能評価。）を行った者がセンターでない場合は、2-1に定める評価料金の額に、次表各号の左欄に掲げる区分に応じ、同表各号の右欄に定める額を加算するものとする。

(1)	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須4分野のみについて評価する場合	別表第3（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額
(2)	(1)に加えて必須4分野以外の分野について評価する場合	別表第3（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額に同表（は）欄に掲げる額を加算した額

4-1（室内空気中の化学物質の濃度等の測定を含む場合における建設住宅性能評価の評価料金）

建設住宅性能評価において、申請者の希望により、室内空気中の化学物質の濃度等を含めて評価する場合にあつては、2-1に定める評価料金の額に、別表第4（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額を加算するものとする。

5-1（住宅型式性能認定又は認証型式住宅部分等を含む場合における住宅性能評価の評価料金）

設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価において、性能表示事項のうちセンターが定めるものについて、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅若しくはその部分を含む場合は、1-1又は2-1に定める評価料金の額から、別表第5（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄又は（に）欄に掲げる額を減額するものとする。ただし、次項に該当するものについては、減額しないものとする。

5-2 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価において、性能表示事項のうちセンターが定めるものについて、認証型式住宅部分等を含む場合は、1-1又は2-1に定める評価料金の額から、別表第5（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（は）欄又は（ほ）欄に掲げる額を減額するものとする。

6-1（建築確認業務等との合理化について）

設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請をセンターに行う場合は、1-1に定める評価料金の額から、別表第6（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる額を減額するものとする。

6-2 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請をセンターに行う場合は、2-1に定める評価料金の額から、別表第6（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（は）欄に掲げる額を減額するものとする。

7-1（共同住宅等におけるグループ分けされる設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価等」という。）の評価料金）

共同住宅等において、住戸の仕様が同一仕様等で同一内容の評価となる住戸を申請する場合は、1-1 又は 2-1 に定める評価料金の額から、別表第 7 に掲げる額を減額するものとする。

7-2 共同住宅等において、住棟の仕様が同一仕様等で同一内容の評価となるものを申請する場合は、1-1 又は 2-1 に定める評価料金の額から、別表第 8 に掲げる額を減額するものとする。

8-1 (電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した設計住宅性能評価等の評価料金)

設計住宅性能評価の申請とともに、あらかじめ理事長が指定する電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した場合は、1-1 に定める評価料金の額から、別表第 9 (い) 欄に掲げる区分に応じ、同表 (ろ) 欄に掲げる額を減額するものとする。

8-2 建設住宅性能評価の申請とともに、あらかじめ理事長が指定する電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した場合は、2-1 に定める評価料金の額から、別表第 9 (い) 欄に掲げる区分に応じ、同表 (は) 欄に掲げる額を減額するものとする。

9-1 (あらかじめ理事長が定める日又は期間内に住宅性能評価を行った場合の評価料金)

あらかじめ理事長が定める日又は期間内に、設計住宅性能評価の申請をした場合は、1-1、1-2、5-1、5-2、6-1、6-2、7-1、7-2、8-1 による評価料金(理事長が別に定める項目の評価料金にあつては、別表第 10 (い) 欄に掲げる区分に応じ、同表 (ろ) 欄に掲げる理事長が定める係数を乗じた評価料金とする)の合計金額とする。

9-2 あらかじめ理事長が定める日又は期間内に、建設住宅性能評価の申請をした場合は、2-1、2-2、2-3、3-1、4-1、5-1、5-2、6-2、7-1、7-2、8-2 による評価料金(理事長が別に定める項目の評価料金にあつては、別表第 10 (い) 欄に掲げる区分に応じ、同表 (は) 欄に掲げる理事長が定める係数を乗じた評価料金とする)の合計金額とする。

10-1 (建設住宅性能評価の評価料金返還について)

新築住宅に係る建設住宅性能評価において、評価の取り下げ及び解除に伴い評価料金の一部を返還する場合は、別表第 11 (い) 欄に掲げる区分に応じ、同表 (ろ) 欄の率に当該評価料金(4-1 に定める加算額を除く。)を乗じた額(10円未満は切り捨てる。)とする。ただし、評価料金が支払われていない場合には、この規定により計算した額を当該評価料金から減じて請求するものとする。

10-2 室内空気中の化学物質の濃度等の評価の取り下げ及び解除を行った場合は、前項の規定にかかわらず、測定日の前日までに取り下げ及び解除を行った場合に限り、4-1 に定める加算額全てを返還するものとする。なお、測定を実施した日以降は返還しない。

11-1 (建設住宅性能評価の再検査評価料金)

建設住宅性能評価において、再検査(センターが新築に係るものの検査において不適合と判定した事項の是正状況を確認する二次判定のために行う現地検査をいう。)及び室内空気中の化学物質の濃度等の再測定を行う場合においては、センターはその検査及び測定に係る費用を2-1 から6-2 に定める評価料金の額とは別に請求することができる。

12-1 (住宅性能評価書の再交付等の申請評価料金)

申請者は、施行規則第 4 条第 4 項又は第 7 条第 4 項の規定による住宅性能評価書再交付申請並びに第 7 条第 5 項の規定による建設住宅性能評価書交付申請を細則別記評第 18 号様式により申請することができる。この場合の評価料金の額は、各申請一件につき 3,080 円とする。

別表第1 設計住宅性能評価の評価料金

(円)

	(い) 床面積の合計	(ろ) 必須4分野のみについて 評価する場合の額	(は) 必須4分野以外の分野について評価する場合 (ろ)に加算する額
一戸建ての住宅	100 m ² 以内	28,800	4,110
	100 m ² 超え 200 m ² 以内	31,880	
	200 m ² 超え 500 m ² 以内	34,970	
	500 m ² 超えるもの	51,420	
共同住宅等	200 m ² 以内	26,740+M×12,340	M×4,110 ^{*1}
	200 m ² 超え 500 m ² 以内	45,250+M×12,340	
	500 m ² 超え 1,000 m ² 以内	51,420+M×12,340	
	1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以内	61,710+M×12,340	
	2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以内	123,420+M×6,170	
	10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以内	360,000+M×6,170	
	50,000 m ² 超えるもの	822,850+M×6,170	
M：評価対象戸数			
※1 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合はM×8,220とする。ただし、必須4分野以外の分野が[音環境に関すること]のみの場合はM×4,110とする。			

別表第2 建設住宅性能評価(新築住宅に限る。)の評価料金

(円)

	(い) 床面積の合計	(ろ) 必須4分野のみについて 評価する場合の額	(は) 必須4分野以外の分野について評価する場合 (ろ)に加算する額
一戸建ての住宅	100 m ² 以内	83,310	4,110
	100 m ² 超え 200 m ² 以内	92,570	
	200 m ² 超え 500 m ² 以内	111,090	
	500 m ² 超えるもの	172,800	
共同住宅等	200 m ² 以内	N×23,650+M×13,370	M×4,110 ^{*1}
	200 m ² 超え 500 m ² 以内	N×30,850+M×13,370	
	500 m ² 超え 1,000 m ² 以内	N×40,110+M×13,370	
	1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以内	N×95,650+M×13,370	
	2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以内	N×185,140+M×11,310	
	10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以内	N×360,000+M×11,310	
	50,000 m ² 超えるもの	N×720,000+M×11,310	
M：評価対象戸数			
N：現場検査を行う回数（現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む。）			
※1 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合はM×8,220とする。ただし、必須4分野以外の分野が[音環境に関すること]のみの場合はM×4,110とする。			

別表第3 他者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価の評価料金の加算額 (円)

	(い) 床面積の合計	(ろ) 必須4分野のみについて 評価する場合の加算額	(は) 必須4分野以外の分野について評価する場合 (ろ)に加算する額
一戸建ての住宅	100㎡以内	10,180	4,110
	100㎡超え200㎡以内	11,310	
	200㎡超え500㎡以内	19,540	
	500㎡超えるもの	29,310	
共同住宅等	200㎡以内	13,370+M×5,140	M×4,110* ¹
	200㎡超え500㎡以内	25,710+M×5,140	
	500㎡超え1,000㎡以内	34,970+M×5,140	
	1,000㎡超え2,000㎡以内	45,250+M×5,140	
	2,000㎡超え10,000㎡以内	113,140+M×5,140	
	10,000㎡超え50,000㎡以内	205,710+M×5,140	
	50,000㎡超えるもの	411,420+M×5,140	
M：評価対象戸数 ※1 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合はM×8,220とする。ただし、必須4分野以外の分野が[音環境に関すること]のみの場合はM×4,110とする。			

別表第4 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の評価料金の加算額 (円)

	(い) 測定を行う化学物質	(ろ) 建設住宅性能評価の評価料金の加算額
一戸建ての住宅	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	30,850
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	41,140
共同住宅等	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	$m \times 12,340 + (2p - 1) \times 20,570$
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	$m \times 22,620 + (2p - 1) \times 20,570$
m：室内空気中の化学物質の濃度等の測定戸数 p：m÷20の整数（小数点以下は切上げる。）		

- 注意
1. 測定の方法は、簡易測定機器（測定サンプラーによるパッシブ採取方式）による。
 2. 評価方法基準6-3(3)イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を、申請者が行うものとする。
 3. 新築住宅に係る建設住宅性能評価においては、竣工時の検査と測定を同時に行うものとする。
 4. VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンをいう。

別表第5 住宅型式性能認定又は認証型式住宅部分等を含む場合の評価料金の減額

(円)

	(い) 床面積の合計	設計住宅性能評価の 評価料金から減ずる額		建設住宅性能評価の 評価料金から減ずる額	
		(ろ) 住宅型式性能認定	(は) 認証型式住宅	(こ) 住宅型式性能認定	(ほ) 認証型式住宅
一戸建ての住宅	100 m ² 以内	1,020	2,050	11,310	18,510
	100 m ² 超え 200 m ² 以内	2,050	3,080	14,400	23,650
	200 m ² 超え 500 m ² 以内	3,080	4,110	18,510	28,800
	500 m ² 超えるもの	5,140	6,170	10,280	16,450
共同住宅等	200 m ² 以内	2,050+M×1,020	3,080+M×1,020	N× 3,080+M×1,020	N× 4,110+M×1,020
	200 m ² 超え 500 m ² 以内	5,140+M×1,020	8,220+M×1,020	N× 6,170+M×1,020	N× 8,220+M×1,020
	500 m ² 超え 1,000 m ² 以内	7,200+M×1,020	10,280+M×1,020	N× 9,250+M×1,020	N× 12,340+M×1,020
	1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以内	8,220+M×1,020	13,370+M×1,020	N× 11,310+M×1,020	N× 15,420+M×1,020
	2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以内	23,650+M×1,020	26,740+M×1,020	N× 21,600+M×1,020	N× 27,770+M×1,020
	10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以内	40,110+M×1,020	47,310+M×1,020	N× 39,080+M×1,020	N× 45,250+M×1,020
	50,000 m ² 超えるもの	82,280+M×1,020	93,600+M×1,020	N× 72,000+M×1,020	N× 79,200+M×1,020
M：評価対象戸数 N：現場検査を行う回数（現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む。）					

別表第6 建築基準法に基づく確認、検査をともに申請する場合の評価料金の減額

(円)

	(い) 床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能評価の 評価料金から減ずる額	(は) 建設住宅性能評価の 評価料金から減ずる額
一戸建ての住宅	100 m ² 以内	2,050	3,080
	100 m ² 超え 200 m ² 以内	3,080	4,110
	200 m ² 超え 500 m ² 以内	4,110	5,140
	500 m ² 超えるもの	5,140	6,170
共同住宅等	200 m ² 以内	5,140	9,250
	200 m ² 超え 500 m ² 以内	6,170	13,370
	500 m ² 超え 1,000 m ² 以内	7,200	16,450
	1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以内	8,220	20,570
	2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以内	10,280	25,710
	10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以内	20,570	30,850
	50,000 m ² 超えるもの	30,850	36,000

別表第7 住戸の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の評価料金の減額 (円)

設計住宅性能評価等の評価料金から減ずる額	$m \times 3,080$
m : 同一仕様で同一評価等の住戸の戸数	

別表第8 住棟の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の評価料金の減額 (円)

設計住宅性能評価等の評価料金から減ずる額	$M \times 3,080$
M : 住棟の仕様が同一仕様等である住棟の戸数	

別表第9 電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した住宅性能評価の評価料金の減額 (円)

(い) 区 分	(ろ) 設計住宅性能評価の 評価料金から減ずる額	(は) 建設住宅性能評価の 評価料金から減ずる額
一戸建ての住宅	4,110	4,110
共同住宅等	$4,110 + M \times 2,050$	$4,110 + M \times 2,050$
M : 評価対象住戸数		

別表第10 あらかじめ理事長が定める日又は期間内に住宅性能評価を行った場合の評価料金に乗ずる係数

(い) 区 分	(ろ) 設計住宅性能評価の 評価料金に乗ずる係数	(は) 建設住宅性能評価の 評価料金に乗ずる係数
一戸建ての住宅	$0.95 \cdot 0.9 \cdot 0.85 \cdot 0.8 \cdot 0.75 \cdot 0.7$	$0.95 \cdot 0.9 \cdot 0.85 \cdot 0.8 \cdot 0.75 \cdot 0.7$
共同住宅等	$0.95 \cdot 0.9 \cdot 0.85 \cdot 0.8 \cdot 0.75 \cdot 0.7$	$0.95 \cdot 0.9 \cdot 0.85 \cdot 0.8 \cdot 0.75 \cdot 0.7$
理事長は、理事長が定める日又は期間、理事長が別に定める項目、理事長が定める係数を、あらかじめ定めることができるものとする。		


別表第11 新築住宅に係る建設住宅性能評価の評価料金の返還率

	(い) 申請の取り下げを行った時期	(ろ) 当該評価料金に乗ずる率
一戸建ての住宅	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
	第1回目の現地検査を実施した日から第2回目の現地検査の前日まで	0.70
	第2回目の現地検査を実施した日から第3回目の現地検査の前日まで	0.45
	第3回目の現地検査を実施した日から第4回目の現地検査の前日まで	0.20
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
	第1回目の現地検査を実施した日から最終回(竣工時)の現地検査を実施する日の前日まで	$1 - \{(J \div N + 0.05)\}$
J : 評価の取り下げ及び解除の日までにすでに実施した現場検査の回数 N : 現場検査を行う回数 (現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む。)		

身分証の様式

評価業務規程第25条第2項の規定による身分証（以下「評価員証」という。）の仕様及び書式は以下のものとする。

書式（表面）

評 価 員 証		写真 (25×30)
氏 名	○○○○	
生年月日	昭和○年○月○日	
登録番号	○○○○○○○○○○	
特 記		
上記の者は当センターの評価員であることを証する。		
 茨城県水戸市笠原町978-30 一般財団法人茨城県建築センター		

書式（裏面）

署名
注 意
1. 評価業務に当っては、本証を常に携帯すること。
2. この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
3. この証を紛失したときは、ただちに発行者に届けなければならない。
4. この証は評価員の資格を失った時は、ただちに発行者に返還しなければならない。

大きさ：約85×54(mm)

身分証の様式

評価業務規程第25条第2項の規定による身分証（以下「評価補助員証」という。）の仕様及び書式は以下のものとする。

書式（表面）

評価補助員証		写真 (25×30)
氏名	〇〇〇〇	
生年月日	昭和〇年〇月〇日	
登録番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
特記		
上記の者は当センターの評価補助員であることを証する。		
 茨城県水戸市笠原町978-30 一般財団法人茨城県建築センター		

書式（裏面）

署名
注 意
1. 評価業務に当っては、本証を常に携帯すること。
2. この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
3. この証を紛失したときは、ただちに発行者に届けなければならない。
4. この証は評価補助員の資格を失った時は、ただちに発行者に返還しなければならない。

大きさ：約85×54(mm)